



総 人 第 1809 号

平成 30 年 12 月 5 日

寝屋川市役所職員労働組合

執行委員長 森本 健司 様

寝屋川市長



2018年賃金確定等に関する要求書（回答）

2018年11月12日付け、寝市役所労第1号で要求のありました2018年賃金確定等に関する要求書につきまして、下記のとおり回答します。

記

要 求	回 答
1 2018 要求の基本項目 (1) 月例賃金の水準を引き上げること。 4月に遡って差額分を支給するとともに、人事院の官民較差を踏まえ、較差解消のために適切に対応すること。 (2) 一時金の支給月数を年間4.45月に引き上げること。	1 2018 要求の基本項目 (1) 平成 30 年度の給与改定については、平成 30 年人事院勧告と同様の改定を実施し、当該改定に伴う差額については、一般職の職員の給与に関する法律の改正を見定め、条例改正後早い時期に支給する。 (2) 平成 30 年 12 月の期末・勤勉手当については、条例等に基づき 2.245 月分（再任用職員については 1.225 月分）を標準とし、平成 30 年 12 月 10 日に支給する。

(3) 「主査制度の廃止」以降の人事・給与制度については、労使協議のもと早急に構築すること。

(4) 2018 年度予算編成に向けて、総人件費の確保や社会保障の充実を含む予算の確保を行うこと。また、労働条件の変更については、計画段階からの事前協議を徹底すること。

(5) 現給保障については、昇給等によりすべての組合員において解消するまでの間継続すること。

(6) 定年引上げについて、人事院の「意見の申出」を踏まえ、寝屋川市においても国に遅れないよう確実に実現することとし、当市の実情に応じ適切に対応すること。それまでの間はフルタイムを基本とした再任用制度を確立し、再任用を希望する定年退職者全員の雇用を確保すること。

2 「人事・給与制度改革プラン」について

(1) 17 項目すべてにおいて十分な労使協議・交渉を行い、労使合意のうえで

(3) 「主査制度の廃止」以降の人事・給与制度については、適正かつ実効性のある提案があれば必要に応じ協議する。

1-(4) 4-(2)(3)(4)
 人員確保及び職員配置については、第6期定員適正化計画を基本に、各部署の職員配置に関するヒアリング等を踏まえ、引き続き精査・検討する。
 また、労働条件については、誠実に協議・交渉を行う。

(5) 現行どおりとする。

(6) 定年引上げ及び再任用制度については、国の動向等を踏まえ、適正に運用する。

2 「人事・給与制度改革プラン」について

(1) 人事・給与制度改革プランの各取組項目については、合意を基本に、



<p>実施すること。</p> <p>(2) 「住居・通勤手当の見直し」については、引き続き労使協議・交渉を行い、労使合意のうえで実施すること。</p> <p>(3) 現業職員の給料表については、今後も行（一）表を適用すること。</p> <p>3 労働時間、労働安全衛生等について</p> <p>(1) 勤務時間管理を徹底し、特定の職場、特定の職員に偏っている時間外労働縮減に向けた実効ある対策を講じること。年次休暇の完全取得促進施策を進めること。</p> <p>(2) 職場環境整備など労働安全衛生活動の充実を図ること。とりわけ、メンタルヘルス対策をより充実させること。</p> <p>(3) インフルエンザ予防接種の補助については、同居家族まで拡大すること。</p>	<p>必要に応じて協議を行う。</p> <p>(2) 人事・給与制度改革プランに基づく、住居手当及び通勤手当の見直しについては、災害等の速やかな参集及び地域活動への積極的な参加推進等を目的として、別紙のとおり経過措置も含め実施する。</p> <p>なお、見直しに係る検証は、適宜行う。</p> <p>(3) 現行どおりとする。</p> <p>3 労働時間、労働安全衛生について</p> <p>(1)(2) 労働安全衛生については、長時間労働の是正、メンタルヘルス対策等、健康的で働きやすい職場環境の形成に努める。また、年次休暇の計画的な取得促進に向けた取組を進める。</p> <p>(3) インフルエンザ予防接種の補助については、現行どおりとする。</p>
--	--

(4) 総合センター移転については、該当職場の意見等を十分に反映させること。

4 人事施策等について

(1) 人事評価制度については、人材育成、組織活性化、勤務意欲の向上等の視点から労使協議を十分実施すること。評価者研修を充分に行うこと。

(2) 行政需要に対応する必要人員の確保のため、所要の予算措置を講ずること。

(3) 現業職員の新規正規職員の採用を再開すること。

(4) 病気休暇者の代替要員を速やかに配置すること。

(5) 雇用と年金の確実な接続にむけてフルタイムを基本とした再任用制度を確立すること。また、定年延長に向けた具体的検討・協議を進めるとともに、早期実現に向けた働きかけを行うこと。

(6) フレックスタイム制については、試行結果を労使で十分検証したうえで本格実施を行うこと。

(4) 総合センター移転に関しては、必要に応じて協議を行うなど、適正に対応する。

4 人事施策等について

(1) 人事評価については、評価者研修を継続的に実施するとともに、地方公務員法の趣旨を踏まえ、適正に運用する。

(5) 職員の勤務時間については、全体の職員配置を勘案する中で、決定する。
定年延長については、国の動向を注視しながら、適正に対応する。

(6) 人事給与制度改革プランに基づく多様な働き方の導入については、本年度は時差勤務を試行実施しており、今

<p>5 行財政改革について</p> <p>(1) 「行財政改革」の実施にあたっては、これまでの労使慣行を踏まえ、市民生活の安定、安心・安全を支える良質な公共サービスの確立を基本に十分な労使協議・交渉を行うこと。財政悪化を理由とする安易な委託は行わないこと。</p> <p>6 地域公共サービスの質の確保と、公共サービスを担う地域労働者の処遇確保・公正労働が実現されるよう、自治体予算における委託費、補助金の確保・改善を図ること。</p> <p>また、総合評価方式による入札制度の改革や、公契約条例制定に取り組むこと。</p> <p>7 臨時・非常勤等職員の賃金・労働条件等の改善</p> <p>(1) 賃金・労働条件等の改善を行うこと。</p> <p>(2) 委託等への切り替えに伴う、臨時・非常勤等職員の解雇を行わず、雇用確</p>	<p>後、アンケート調査を実施するなどの課題整理を行い、健康で働きやすい職場環境の実現に向け必要に応じて協議する。</p> <p>5 行財政改革について</p> <p>(1) 行財政改革の取組については、取組内容により必要に応じて協議する。</p> <p>6 労働者の労働条件に関しては、基本的には労働関係法令によるべきであり、公契約条例の制定については、その必要性を含め、調査・研究を行う。</p> <p>7 臨時・非常勤等職員の賃金・労働条件等の改善</p> <p>(1)(2)</p> <p>非正規職員の処遇については、改善に取り組んできたところであり、引き続き適切に対応する。</p>
--	--

保を図ること。	
---------	--

